

（宛先）静岡市長

多子世帯利用料請求書

私は、静岡市多子世帯の認可外保育施設等利用料助成金支給要綱第13条の規定に基づき、多子世帯利用料の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。

なお、多子世帯利用料の給付の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 実際に利用していることを対象施設等に確認すること。
2. 利用料の支払い状況を対象施設等に確認すること。

1. 確認保護者（請求者） ※多子世帯利用給付確認通知書に記載された確認保護者名を記入してください。

請求日	令和 年 月 日	認定子どもとの続柄	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		〒	-
		現住所	
		電話：	- -
保育の必要性の事由（就労等）の継続確認		<input type="checkbox"/> 継続している ※確認期間外の月の利用料は請求できません。	

2. 確認子ども ※確認子どもごとに申請して下さい。

確認番号		確認開始日	令和 年 月 日
フリガナ		生年月日	令和 年 月 日
氏名		請求期間の静岡市在住期間	<input type="checkbox"/> 請求期間全期間 <input type="checkbox"/> 月 日 ~ 月 日

3. 振込先

金融機関名	本店	預金種目	普通
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、下記委任状欄も記入してください。

委任状

私は、静岡市から受ける多子世帯利用給付の受領を

氏名 _____ に委任します。

令和 年 月 日

委任者 住所 _____

氏名 _____

4. 利用した認可外保育施設等及び請求額

施設名	利用料（保育料）					
	令和	年	月	令和	年	月
			円			円
			円			円
			円			円
月の利用料支払額合計（a）			円			円
月額上限額（b）			円			円
（a）と（b）を比較して小さい方の額			円			円
請求額						円

※ 「領収証兼提供証明書」を添付してください。なお、領収書兼提供証明書の市様式は各施設にありますので、保護者様は利用施設に作成の依頼をお願いします。

※ 月額上限額は、19,000円です。なお、請求する利用月の途中が給付確認開始日の場合、月額上限額は日割りとなります。「19,000円×給付確認開始日以降のその月の日数÷その月の日数（10円未満の端数は切り捨て）」

記載例

多子世帯利用料請求書

利用料助成金支給要綱第13条の規定に基づき、多子世帯利用料の給付について、下記のとおり
ご確認ください。

請求日は「領収書兼提供証明書」の日付以降を
記入してください。

1. 実際に利用していることを対象施設等に確認すること
2. 利用料の支払い状況を対象施設等に確認すること

1. 確認保護者(請求者) ※多子世帯利用給付確認通知書に記載された確認保護者名を記入してください。

請求日	令和 6 年 7 月 8 日	認子どもとの続柄	父
フリガナ	シズオカ イチロウ	生年月日	昭和63 年 9 月 13 日
氏名	静岡 一郎	〒	422 - 8004
		現住所	静岡市駿河区国吉田4丁目00番17号
			電話: 080 - 1234 - △△△△
保育の必要性の事由(就労等)の継続確認	<input checked="" type="checkbox"/> 継続している ※確認期間外の月の利用料は請求できません。		

2. 確認子ども ※確認子どもごとに申請して下さい。

確認番号	123456789	確認開始日	令和 6 年 4 月 10 日
フリガナ	シズオカ サクラ	生年月日	令和 4 年 5 月 14 日
氏名	静岡 サクラ	請求期間の	<input checked="" type="checkbox"/> 請求期間全期間

「多子世帯利用給付確認通知書」に記載された「確認番号」を記入してください。
(確認番号が不明な場合は、空欄のままご提出ください。)

3. 振込先

金融機関名	預金種目	普通						
〇〇 銀行・信用金庫 農協・信用組合 △△	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
本店 支店 出張所	口座名義(カタカナ)	シズオカ アヤメ						

※請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、下記委任状欄も記入してください。

委任状

私は、静岡市から受ける多子世帯利用給付の受領を

氏名 静岡 あやめ に委任します。

令和 6 年 7 月 8 日

委任者 住所 静岡市駿河区国吉田4丁目00番17号 氏名 静岡

保育料のみ記入して
ください。
(給食費等は不可)

4. 利用した認可外保育施設等及び請求額

施設名	利用料(保育料)		
	令和 6 年 4 月	令和 6 年 5 月	令和 6 年 6 月
〇〇保育園	25,000 円	25,000 円	25,000 円
			円
			円
(例) 令和6年4月10日が給付確認開始日となる場合の、最初の月の 月額上限額の日割り計算 $19,000円 \times 21日 / 30日 = 13,300円$			
月の利用料支払額合計(a)	25,000 円	25,000 円	25,000 円
月額上限額(b)	13,300 円	19,000 円	19,000 円
(a)と(b)を比較して小さい方の額	13,300 円	19,000 円	19,000 円
請求額	51,300 円		

※ 「領収証兼提供証明書」を添付してください。なお、領収書兼提供証明書の市様式は各施設にありますので、保護者様は利用施設に作成の依頼をお願いします。

※ 月額上限額は、19,000円です。なお、なお、請求する利用月の途中で給付確認開始日の場合、月額上限額は日割りとなります。「19,000円×給付確認開始日以降のその月の日数÷その月の日数(10円未満の端数は切り捨て)」